**暴力団等排除に係る誓約書兼照会承諾書**

当方は、緑ケ丘児童館公募型プロポーザルへの参加に当たり、下記の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、市長が関係機関に対し、暴力団関係者等の調査について、照会を行うことを承諾します。

記

１　当方の役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する営業所の代表者、団体である場合にはその代表者又は理事をいう。以下同じ。）は、延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「条例」という。）第２条第３号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係者」という。）ではありません。また、将来においても同様です。

２　当方は、条例第２条第１号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団関係者が経営し、又は経営に実質的に関与していません。また、将来においても同様です。

３　当方は、役員等が暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し又は使用していません。また、将来においても同様です。

４　当方の役員等は、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していません。また、将来においても同様です。

５　当方の役員等は、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与いたしません。また、将来においても同様です。

６　当方の役員等は、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していません。また、将来においても同様です。

７　当方自ら又は第三者を利用して、延岡市に対し暴力的な行為、脅迫的な言動等を用いて不当な要求行為をし、若しくは偽計又は威力を用いて延岡市の業務を妨害する行為はいたしません。また、将来においても同様です。

８　暴力団又は暴力団関係者を、延岡市と締結した契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる契約（以下「再委託契約」という。）の相手方としません。

９　再委託契約の相手方が、暴力団又は暴力団関係者であることが判明したときは、当該再委託契約を解除するために必要な措置を講じます。

10　暴力団又は暴力団関係者による不当介入を受けた場合、又は再委託契約の相手方が暴力団又は暴力団関係者による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、延岡市への報告を行います。

延岡市長　三浦　久知　様

令和　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

商号又は名称

代表者職氏名